

従たる事務所の廃止に必要な書類

届出先	チェック	書類名
免許(府庁)		★ 宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書(第1面)
		★ 宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書(第3面)
		★ 宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書(第4面)
		★ 履歴事項全部証明書(登記済みの場合のみ) 発行後3か月以内のもの
取引士登録		様式第7号 宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書 (取引士登録のある各都道府県へご提出ください)
		退職証明書 退社される場合のみ
宅建協会 ○は必須		○ 廃業・退会・事務所廃止届 (3枚)
		○ 申請書類副本より ★分の写し
		○ 弁済業務保証金分担金納付書 会員様原本
		△ 連帯保証書および誓約書 ※押印要 ※2022.04.01以降の法人入会の方はご提出下さい。
		△ 代表者個人の印鑑証明 ※原本 発行後3か月以内のもの 上記連帯保証書および誓約書の提出が必要な場合のみ
		△ 始末書(弁済業務保証金分担金納付書紛失用) ※紛失された場合のみ
		△ 会員カード返却 (正 A B)

①上記書類は、泉州支部HP（下記リンク参照）よりダウンロードして頂くか、支部まで取りに来て下さいますようお願い致します。

<https://www.takken-sensyu.jp/koushin-henkou/jyu-haishi/>

②府庁へ変更届け提出の際、書類を2部（正・副）作成し提出してください。（知事免許の場合）（変更のお届けは、変更後1か月以内にご提出下さい。）

③府庁届け出後、大阪府収受印のある副本より★分の写しと、協会書類をご準備頂き泉州支部まで提出ください。

※ 従たる事務所廃止手続きはメール・郵送でのお手続きはできません。支部までご来館お願い致します。

正会員会費 4,500円/月・準会員B会費 1,000円/月は半年に1回の口座振替にて取り切りとなっております。

4/1～5月中旬または10/1～11月中旬に協会を退会された場合、半年分の正会員会費27,000円（4,500円×6ヶ月）・準会員B会費 6,000円（1,000円×6ヶ月）は現金もしくは振込にて納入お願い致します。



大阪府宅地建物取引業協会

泉州支部

〒596-0077 大阪府岸和田市上町9-4

TEL : 072-438-9001 FAX : 072-438-9004

e-mail : osakatakken-sensyu@song.ocn.ne.jp